

平成 26 年度における一部見直しについて

1 変更内容（本文 P 2）

6 計画期間及び検証

「平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 カ年」を

「平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 カ年」に変更しました。

2 追加内容（本文 P 30）

第 4 章 個別具体的施策の取組状況及び取組を進めていく事項

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等の総合支援（基本法第 11 条関係）

ア 関係機関の連携強化に関する取組

に、(3)として、

性犯罪被害者等に対する支援体制の整備（くらし安全安心課）

性犯罪・性暴力被害者からの多様なニーズに対応する支援活動を推進するため、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター（仮称）」を設置し、関係機関・団体と協力して、支援体制の整備に努めていきます。

を追加しました。